

平成26年4月 行政提案型協働事業制度調査結果

		1	2	3	4
市名		横浜市	川崎市（中原区）	川崎市（多摩区）	川崎市（川崎区）
担当部署		市民局市民協働推進部市民活動支援課	中原区役所 まちづくり推進部 企画課	多摩区役所まちづくり推進部企画課	川崎区役所まちづくり推進部企画課
担当者		夏目千絵、宇野紘子	大崎 奈央子	澤野 正憲	中村
電話番号		045-227-7965	044-744-3149	044-935-3147	044-201-3267
メールアドレス		sh-center@city.yokohama.jp	65kikaku@city.kawasaki.jp	71kikaku@city.kawasaki.jp	61kikaku@city.kawasaki.jp
No.	調査項目	回 答	回 答	回 答	回 答
1	制度の有無等 (制度の有無・休止・廃止)	制度有り	制度有り	制度有り	制度有り
2	制度開始年度 (開始予定年度)	平成20年度	平成19年度	平成18年度	平成21年度
3	事業実施までの スケジュール	前年10月～11月：横浜市市民協働推進委員会市民活動支援センター事業部にて、事業の募集要項（事業テーマ、金額等）を審議。その審議結果を基に横浜市市民協働推進委員会が審議。 12月：事業の募集要項の配布開始 1月上旬：事業提案に係る説明会の開催 1月下旬：事業提案受付 2月：横浜市市民協働推進委員会市民活動支援センター事業部にて提案事業の審査（公開ヒアリング等） 3月：横浜市市民協働推進委員会にて市民活動支援センター事業部の提案事業の審査結果を審議 3月中旬：審査結果の発表 3月下旬：採択事業の提案団体と所管課で役割分担等を協議 4月1日：提案団体と市とで協働契約書を締結 4月～翌年3月：事業実施	前年10月下旬～11月下旬：事業募集テーマの決定、事業募集要項の作成 12月～1月下旬：事業募集開始 1月上旬：市民向け説明会 1月下旬：業務関係課から提案事業についての意見を取りまとめる 1月下旬～2月上旬：書類選考 2月中旬：公開プレゼンテーション審査、区長への答申により採択事業及び所管課を決定 3月下旬：事業に係る予算の議決、事業決定通知書の送付 3月下旬～4月：採択事業の提案団体と所管課で事業調整 4月～翌年3月：事業実施	2月：市民団体向け事業提案を募集 3月：事業提案書の内容を確認 4月上旬：公開プレゼンテーション及び審査会（非公開）により選定事業を決定 5月：選定団体と市とで協定書及び契約書を締結 6月～2月：事業実施 3月上旬：事業報告会を開催（公開）	1月：公募する事業テーマの決定 2月中旬～3月上旬：事業テーマを提示し、市民活動団体からの事業提案を募集 3月下旬：公開プレゼンテーション審査により、採択事業を認定 4月下旬：採択事業の提案団体と事業内容、実施方法、役割分担等を協議 4月下旬～提案団体と契約を締結 6月～翌年3月：事業実施
4	平成25年度決算 (件数・総額)	3件・総額未定 ※平成25年度決算は平成26年4月30日までに提出される団体からの報告書を基に確定予定のため、現時点では未定。（行政側の支出額は350万円の見込み）	7件・2,397,158円	3件・総額2,079,029円（行政2,030,501 / 団体48,528円）	10件・3,817,497円（行政：3,278,100円/団体：539,397円）
5	実施事業名・概要・実施体制	別紙	別紙	別紙	別紙
6	庁内での事業テーマ 募集・決定方法	横浜市市民協働推進委員会市民活動支援センター事業部にて、事業の募集要項（事業テーマ、金額等）を審議。その審議結果を基に横浜市市民協働推進委員会が審議。	①自由テーマでの事業提案募集と②区民会議の審議テーマに沿った事業提案募集がある。 ②は区の課題を解決するためにテーマを設定し、話し合う会議（区民会議）の審議テーマをもとに本課で事業募集テーマを設定し、区長決裁にて決定する。	実施要綱を制定しこの中で募集テーマを定めている。「多摩区における地域課題の解決や、安全で安心・潤いのある暮らしの実現に向けて、市民活動団体が自主的、主体的に実施する公益性の高い活動」	川崎区民会議で審議されているテーマや区内における地域課題に関するテーマを募集
7	予算要求方法・支出科目	予算要求方法：市民活動支援課が予算要求 支出科目：事業実施に直接要する経費及び事業に関わる人件費	予算要求方法：本課が予算要求 支出科目：委託料	予算要求方法：企画課が予算要求 支出科目：事業実施委託料、謝礼金、消耗品費、郵便料、食糧費	予算要求方法：本課が予算要求 支出科目：委託料
8	行政負担額の設定の目安	【1事業あたり】 (平成26年度開始の自主事業の場合) 1事業あたり対象経費の10分の9以内、200万円を上限とする。 【総事業費】 (平成26年度) 400万円	【1事業あたり】 50万円 【総事業費】 300万円	【1事業あたり】 70万円 【総事業費】 約220万円	【1事業あたり】 5万円～70万円（H24～H25年度） ※H23は10万円～100万円 【総事業費】 なし
9	継続年数の制限	(平成26年度開始の自主事業の場合) 3年	単年度を原則としているが、翌年度の継続実施を希望する場合は3年を限度とし認めている。	単年度事業	原則、単年度事業
10	継続方法 (条件・手続き)	市民協働推進委員会にて事業継続の審議を行う。	申請及び審査、協定書の締結なども新規と同様	なし	【1事業あたり】 なし
11	1次審査方法	書類審査、公開ヒアリング	書類審査	なし	【総事業費】 なし
12	1次審査 審査機関	横浜市市民協働推進委員会市民活動支援センター事業部	中原区市民提案型事業審査委員会委員7名（行政委員3名含む）	なし	3年
13	2次審査方法 (最終審査)	一次審査機関の審査結果（書面）について、審議を行う。	公開プレゼンテーション審査	事業提案書及び公開プレゼンテーションにより審査	提案書及び公開プレゼンテーションにより審査
14	2次審査 (最終審査) 審査機関	横浜市市民協働推進委員会	中原区市民提案型事業審査委員会委員7名（行政委員3名含む）	審査委員会委員7名・行政（副区長・保健福祉センター副所長・こども支援室長）、区長推薦（かわさき市民活動センター理事長）、学識者（明治大学・専修大学・日本女子大学）	提案書に基づく公開プレゼンテーションにより審査 提案審査委員会 委員5名（有識者1、区民会議委員3、行政職員1）
15	評価方法	事業報告書の提出。 市民協働推進委員会にて事業評価を行う。	事業報告書の提出（各自評価・相互評価） 報告会（翌年6月頃・一般公開）において、中原区市民提案型事業審査委員会が評価	事業報告書の提出 報告会（一般公開）において、審査委員会が評価及び講評	事業報告書の提出 事業評価に関する審査委員会（翌年3月末頃・一般公開）において、審査委員会が評価
16	制度の良い点	行政と団体が対等な立場で事業を実施できるよう、協働契約書を締結していること。	区民と行政がそれぞれ単独で実施するよりも協働で行うことにより、より一層の効果が期待できる。	行政が特定の団体と協定等を締結することについて、公平性を担保できること。 公募から事業終了までを当該年度内に処理できること。 募集テーマを広く設けることで、行政の気付かない地域課題解決に関する提案が挙がること。	なし
17	課題	提案事業団体の数が少ない。（平成26年度の場合、2件の募集に対し、4団体からの応募）	新たにこの制度を使いたいという市民活動団体が少ないこと。 予算議決を経て事業決定とするため、実際に契約締結できるのが4月下旬以降になることが多い。	市の委託料がないと活動を継続するのが難しい市民活動団体が多く、市の委託契約以降の活動費捻出の工面が大きな課題	なし
18	制度の廃止/休止の理由				

平成26年4月 行政提案型協働事業制度調査結果

		5	6	7	8
市名		川崎市（高津区）	川崎市（幸区）	川崎市（宮前区・麻生区）	相模原市
担当部署		高津区役所まちづくり推進部企画課	幸区役所まちづくり推進部企画課	川崎市総合企画局自治推進部	市民協働推進課
担当者		蛭川 千代	早川 智文	大橋 貴司	廣田、浜詰
電話番号		044-861-3131	044-556-6612	044-200-3708	042-769-9225
メールアドレス		67kikaku@city.kawasaki.jp	63kikaku@city.kawasaki.jp	ohashi-t@city.kawasaki.jp	n.hirota.ta@city.sagamiara.kanagawa.jp
No.	調査項目	回 答	回 答	回 答	回 答
1	制度の有無等 (制度の有無・休止・廃止)	制度有り	制度有り	制度無し	制度有り
2	制度開始年度 (開始予定年度)	平成25年4月1日 ※協働事業については平成19年4月1日から行っておりますが、行政提案型としては平成25年4月1日からになります	平成20年度		平成20年度
3	事業実施までの スケジュール	9月中旬 募集説明会 10月中旬 募集開始 11月中旬 募集締切り 12月下旬 1次選考 1月上旬 1次選考結果通知 1月中旬 関係部署との調整 2月中旬 公開プレゼン・2次選考 3月上旬 最終選定結果通知	【前年度の11月～12月中旬】事業の提案を募集、随時相談を受付 【12月下旬～3月上旬】審査期間（区役所内部審査、公開プレゼンテーション） 【3月中旬】選考結果通知 【3月下旬～5月】委託内容の打ち合わせ（提案団体、事業所管課、制度所管課）、契約 【6月～1月頃】事業実施 【2月】実施報告書提出、事業評価会開催		4月：行政提案テーマの庁内募集 【以降は市民提案型と共通】 5月～6月：市民活動団体からの事業提案を募集 7月～9月：提案団体と事業担当課との協議 10月：公開プレゼンテーション・審査会の開催 審査は、市民協働推進条例に基づく市民協働推進審議会協働事業審査作業部会が行う。 11月：審査結果について、市民協働推進審議会から市に答申。市で採択の決定。 3月下旬：事業に係る予算の議決 4月～翌年3月：事業実施（最長3年度まで）
4	平成25年度決算 (件数・総額)	1件・200,000円	5件 1,459,120円		4件・8,550千円（行政5,962千円／2,588千円） ※うち、25年度の新規採択は2件・2,630千円（行政2,230千円／400千円）
5	実施事業名・概要・実施体制	別紙	別紙		別紙(網かけの事業)
6	庁内での事業テーマ 募集・決定方法	庁内照会により、行政提案型協働事業として実施可能な事業を募る。その後、本課と所管課とで事業概要等を調整し、決定する（7月頃）	「区計画」や「幸区区民会議」の審議内容を基に、企画課で事業テーマ案を検討し、幸区役所企画調整会議（メンバー：区長及び部長）に諮り決定する。		庁内照会により、行政提案型協働事業として実施可能な事業を募る。その後、庁内組織である市民協働推進会議での了承を経て決定する。
7	予算要求方法・支出科目	予算要求方法：企画課が予算要求（各課は予算要求せず、配当替えにて対応） 支出科目：委託料に対応	【予算要求方法】 企画課が予算要求をし、各事業所管課へ予算を配当替え 【支出科目】 人件費（事業実施に伴う活動スタッフ、アルバイト等の賃金・報酬） 報償費（講師や専門家、出演者等への謝礼など） 旅費（事業実施に伴う交通費など） 消耗品費（事務用品、材料、書籍などの購入費 ※1つの物品の単価は原則2万円未満とする。） 印刷製本費（ちらし、ポスター、資料の作成費・印刷費など） 通信運搬費（会議開催通知や資料送付に必要な切手代など） 保険料（イベント保険料など） 賃借料（会議室使用料、機材等のレンタル料など）		予算要求方法：本課がまとめて予算要求 支出科目：負担金
8	行政負担額の設定の目安	【1事業あたり】 上限20万円まで 【総事業費】 2事業40万円まで	【1事業あたり】 50万円 【総事業費】 なし		【1事業あたり】 特になし 【総事業費】 特になし
9	継続年数の制限	原則単年度	3年まで		最長3年度
10	継続方法 (条件・手続き)	継続希望の場合は改めて提案をしていただき、同じ事業内容での提案は3年間を限度とする	新規と同様		公開中間ヒアリングにおいて、進捗状況や事業成果について、市民協働推進審議会が審査を行う。以降は新規採択と同じ。
11	1次審査方法	書類審査	書類審査		なし（事務局による要件確認は行う）
12	1次審査 審査機関	高津区役所	幸区役所企画調整会議		なし
13	2次審査方法 (最終審査)	公開プレゼンテーション	公開プレゼンテーション ※2次審査結果を踏まえ、区長が決定		申請書及び公開プレゼンテーションにより審査
14	2次審査 (最終審査) 審査機関	有識者からなる選考委員会に諮り、最終的に区長が選定	幸区提案型協働推進事業審査委員会		市民協働推進審議会 協働事業審査作業部会5名（審議会委員3名+アドバイザー2名） ※行政からの選出はなし
15	評価方法	提案団体による中間報告及び最終報告、自己評価 有識者による外部評価	事業報告書の提出 事業評価会で幸区提案型協働推進事業審査委員会が評価		事業実施1年目・2年目：中間ヒアリング調書の提出（各自己評価）及び公開中間ヒアリング（10月頃・一般公開）において、市民協働推進審議会協働事業審査作業部会が評価 事業実施3年目・終了後1年目：振り返りシートの提出（相互評価）及び公開事業報告会（7月頃・一般公開）において、市民協働推進審議会協働事業審査作業部会が評価
16	制度の良い点	協定書を締結することにより、提案団体と高津区役所がお互いを理解・尊重し、対等な関係のもとに事業目的を共有し、それぞれの役割や責任、経費負担等を明確にした上で実施できること 公募から事業終了までを当該年度内に処理できること	・継続年数を3年で限定し、地域団体等による活動の自立を促す制度となっている。 ・平成25年度から、公開の事業評価会を実施することにより、団体間で活動内容を共有するとともに、広く事業成果をアピールできようとしている。		行政が特定の団体と協定等を締結することについて、公平性を担保できること。 3年度まで事業を実施できるため、事業の発展を視野にじっくり取り組むことができること。
17	課題	新たにこの制度を使いたいという課が少ないこと	・提案型協働推進事業終了後、提案団体が自立した活動につなげることができるようにするための事業の進め方		行政提案の件数が少ないこと。
18	制度の廃止/休止の理由				

平成26年4月 行政提案型協働事業制度調査結果

		9	10	11	12
市名		横須賀市	平塚市	鎌倉市	藤沢市
担当部署		市民生活課市民協働推進係	市民部協働推進課市民協働担当	市民活動部地域のつながり推進課地域のつながり推進担当	市民自治部市民自治推進課市民活動推進担当
担当者		長谷川 祥子	荒原 修平	小林 志江	安西・松川
電話番号		046-822-9699	0463-21-7534	0467-23-3000 内線2582	0466-50-3516 (直通)
メールアドレス		shimin-kyodo@city.yokosuka.kanagawa.jp	kyodo@city.hiratsuka.kanagawa.jp	npo@city.kamakura.kanagawa.jp	teian@city.fujisawa.kanagawa.jp
No.	調査項目	回 答	回 答	回 答	回 答
1	制度の有無等 (制度の有無・休止・廃止)	制度有り(「横須賀市企画提案型市民協働モデル事業」)	制度有り	制度有り	制度有り・平成25年度は休止
2	制度開始年度 (開始予定年度)	平成16年度	平成21年度事業(募集は平成20年度)	平成19年度事業募集、平成20年度事業実施	平成18年度～平成24年度(平成26年度から新制度)
3	事業実施までの スケジュール	前年9月中旬～10月中旬:庁内照会による事業テーマの募集 前年11月上旬:公募する事業テーマの決定 1月中旬～2月中旬:市が事業テーマを提示し、市民活動団体からの事業提案を募集 ※市民団体が提案する自由テーマでの企画応募も可 3月中旬:公開プレゼンテーション審査により、採択事業を選定 4月～:採択事業の提案団体と所管課で事業内容、実施方法、費用、役割分担等を協議 協議が整い次第、提案団体と市とで協定を締結し、実行委員会を組織 協定書締結後:協働事業を実施(最長3年間) 事業実施中毎年度5月～6月:実績報告書の提出、実績報告会での報告 事業終了年度3月:協働事業終了、実行委員会の解散 事業終了後5月～6月:実績報告書の提出、実績報告会での報告	■事業実施前々年度 1月～2月 庁内各課から提案募集 3月 提案テーマの決定 ■事業実施前年度 4月 提案テーマの公表 6月 意見交換会(担当課と団体のマッチング) 6月～8月 意見交換期間 8月 事業提案書提出 10月 公開プレゼンテーション、審査 11月 各課で予算要求 10月～3月 事業実施に向けた協議 3月 市議会で予算承認 ■実施年度 4月 協働契約書締結、事業実施	前年度1月～2月:庁内照会による事業テーマの募集 前年度3月:公募する事業テーマの決定 5月～6月中旬:市が事業テーマを提示し、市民活動団体から事業提案を募集 5月～7月:公開プレゼンテーションに向けて、提案があった事業について事前協議を随時開催 8月中旬～下旬:外部の審査委員による公開プレゼンテーションを実施 9月以降:実施する事業の決定、担当課で予算要求、所管課と市民活動団体による事業実施に向けた協議を進める 3月:協定書作成準備 翌年度4月:協定書の締結、事業実施	(平成26実施予定内容) 3月下旬:事業に係る予算の議決 4月中旬～5月中旬:事業アイデア募集 5月中旬～6月下旬:市担当課との事業アイデア調整 7月上旬:審査会がヒアリングにより事業アイデアを審査 7月中旬:提案団体と市担当課へ選考結果通知 7月中旬～8月上旬:提案団体と市担当課で事業化するための計画を策定 8月上旬:審査会が事業計画内容に関するヒアリング 8月下旬:事業化決定 10月1日(翌年4月1日):提案団体と市との間で事業計画・予算など事業に係る基本的な事項をまとめた協定書を締結
4	平成25年度決算 (件数・総額)	3件・決算未確定(5月下旬までに各実行委員会から提出予定)	4件、2,124,130円(市1,866,610円、団体257,520円)※決算は未集計のため契約額ベース	2件・571,892円(行政:526,000円/団体:45,892円)	8件・14,142,000円(行政:13,721,000円 団体:421,000円)
5	実施事業名・概要・実施体制	別紙	別紙	別紙	別紙
6	庁内での事業テーマ 募集・決定方法	庁内照会により、行政提案型協働事業として実施可能な事業を募る。市民生活課と所管課とで調整のうえ、翌年度に公募する事業テーマを決定する。	庁内に提案を募集し、提案のあったテーマについて庁内での協議を経て提案テーマを決定する。	庁内照会により、行政提案型協働事業として実施可能な事業を募る。その後、本課と所管課とで事業概要等を調整し、翌年度に公募する事業テーマを市長決裁にて決定する。	庁内照会により、行政提案型協働事業として実施可能な事業を募る。
7	予算要求方法・支出科目	予算要求方法:市民生活課が要求 支出科目:実行委員会への負担金(使途は実行委員会で決定)	予算要求方法:各課で予算要求(二次経費扱い) 支出科目:負担金、報償費、消耗品費、備品購入費等。	予算要求方法:各課が予算要求(本課は原則予算要求しない) 支出科目:負担金を基本とし、講師謝礼・消耗品などでも可	予算要求方法:本課が予算要求 支出科目:負担金
8	行政負担額の設定の目安	【1事業あたり】 年間上限40万円 【総事業費】 年間上限120万円(1事業最長3年間実施のため、年間3事業ずつ実施していることを想定)	【1事業あたり】 なし(予算査定による) 【総事業費】 なし	【1事業あたり】 なし 【総事業費】 なし	【1事業あたり】 1事業あたり上限200万円 【総事業費】 なし
9	継続年数の制限	3年	3年(ただし単年度で審査)	原則、単年度事業	単年度事業又は2年度事業
10	継続方法 (条件・手続き)	なし	毎年審査により採択。継続の場合は実施団体をあらかじめ募集しないことも可能。	所管課と市民活動団体による協議による	進捗状況・中間状況報告等
11	1次審査方法	なし	なし	1次審査はなく、事前協議を実施(所管課・市民活動団体・地域のつながり推進課・鎌倉市市民活動センター運営会議の4者による)し、事業実施に向けた調整を行う。協議の結果によっては、公開プレゼンテーションに進まない場合もある。	提案書及びヒアリング
12	1次審査 審査機関	なし	—	—	審査会(市民活動推進委員4名・庁内部門総務課長4名)
13	2次審査方法 (最終審査)	書類審査及び公開プレゼンテーションにより審査	事業提案書、プレゼンテーションにより審査	提案書及び公開プレゼンテーションにより審査	事業計画書及びヒアリング
14	2次審査 (最終審査) 審査機関	市民協働審議会 市民協働推進補助金等審査専門部会委員 6名	平塚市協働事業審査会(市民活動推進委員3名、専門的知識を有する者1名、行政職員(部長級)3名)	協働事業選考委員会(学識経験を有する者、市民活動に関し知識経験を有する者、市民、市職員(本事業所管部長))	審査会(市民活動推進委員4名・庁内部門総務課長4名)
15	評価方法	事業報告書・決算書の提出(実行委員会としての提出) 「企画提案型市民協働モデル事業 相互点検シート」の提出(各自評価・相互評価、シート作成後お互いの評価を共有し意見交換) 実績報告会(翌年6月頃・一般公開)において、市民協働審議会 市民協働推進補助金等審査専門部会委員が評価	事業報告書・自己評価シート、相互評価シートの提出 報告会(翌年5月・一般公開)の開催 協働事業審査会の意見(助言)	事業報告書の提出(各自評価・相互評価) 報告会(翌年5月頃・一般公開)を実施。協働事業選考委員会が評価	中間報告会(当該年度10月頃・一般公開)において審査会が評価 事業報告書の提出(各自評価) 事業終了後の報告書に基づき審査会が評価
16	制度の良い点	・最長3年間事業を実施することを前提に実行委員会を立ち上げ、事業計画を立てられること。 ・実行委員会を立ち上げて事業を実施するため、必要に応じて、提案団体以外の関係団体も実行委員会に加わり協働事業を進めることができること。また、同一テーマに対し複数の企画応募があった場合、各企画を総合して共に実施することが可能と見込めれば、複数の提案団体と一つの実行委員会を立ち上げることもある。	行政が抱える課題を市民と協働する場合に、提案制度があることで実施団体とのマッチングの機会を図りやすい。 実施団体の募集についての公平性が担保出来る。 協働事業審査会の審査と報告についての意見があることで、実施方法等を検証できる。	行政が特定の団体と協定等を締結することについて、公平性を担保できること。 行政がなかなか着手できない分野の事業について、市民活動団体の専門性を生かし、事業実施できること。	市外からも提案可能 提案団体と市との仲介役として協働コーディネーター(行政及び市民活動に精通したNPO法人理事)を配置
17	課題	・庁内からのテーマ提案が少ないこと。 ・行政提案テーマと併せて、自由テーマでの企画応募も受け付けているが、市民生活課予算は年120万円(新規事業に支出できるのは40万円)となっており、実際には新規事業は一つしか採用できないこと。自由テーマの応募と行政提案テーマに沿った応募があった場合、行政提案テーマに沿った企画が実現性の高いものであれば、協働の可能性が高いという観点で行政提案テーマが採用される可能性が高いため、自由テーマでの応募者に不公平感がある。	各課からの提案が少ない(平成27年度事業は新規提案無し)。 職員・市民の協働についての理解が足りない。	担当課の既存予算での実施となるため、事前協議で実施に向けた協議、調整に難しさがある。 事業開始前に十分に担当課と市民活動団体とで話し合いを行っていても、事業開始後、担当課と市民活動団体との事業に対する認識の相違から事業遂行に支障が生じる場合がある。 提案から事業実施までに間がある。	市外への制度周知・応募促進
18	制度の廃止/休止の理由				

平成26年4月 行政提案型協働事業制度調査結果

		13	14	15	16
市名		茅ヶ崎市	逗子市	三浦市	秦野市
担当部署		総務部市民自治推進課協働推進担当	市民協働部市民協働課	市民部市民協働課	くらし安心部市民自治振興課
担当者		仲手川・前田・原田	川嶋 名津子	石川	山本
電話番号		0467-82-1111 (代表) 内線番号2291・2292	046-873-1111	046-882-1111 内線312	0463-82-5118
メールアドレス		shiminjichi@city.chigasaki.kanagawa.jp	siminkyoudou@city.zushi.kanagawa.jp	shiminkyodo0101@city.miura.kanagawa.jp	siminjiti@city.hadano.kanagawa.jp
No.	調査項目	回 答	回 答	回 答	回 答
1	制度の有無等 (制度の有無・休止・廃止)	制度有り	制度有り	制度無し	制度無し
2	制度開始年度 (開始予定年度)	平成18年度	平成22年度(平成24年度実施事業)		平成27年度開始予定
3	事業実施までの スケジュール	4月中旬～5月上旬:庁内照会による事業テーマの募集 5月下旬:公募する事業テーマの決定 7月上旬～9月下旬:市が事業テーマを提示し、市民活動団体からの事業提案を募集 7月下旬:事業テーマについての説明会を開催 10月下旬:公開プレゼンテーション審査により、採択事業を認定 11月上旬～翌年3月下旬:採択事業の提案団体と所管課で事業内容、実施方法、費用、役割分担等を協議 翌年3月下旬:事業に係る予算の議決 翌年4月上旬:提案団体と市とで協定を締結 翌年4月～翌々年3月:事業実施	前年度1月特定テーマについて庁内照会 前年度2月 特定テーマ決定 前年度3月 公募 4月 担当課の決定、事前調整 5月～6月 公開市長ヒアリング 9月～10月 事業査定 3月 議会の予算審査 翌4月 協定の締結 翌4月～3月 事業実施		
4	平成25年度決算 (件数・総額)	3件・4,234,320円(行政:4,228,686円/団体:5,634円)	5件 2,073,000円		
5	実施事業名・概要・実施体制	別紙	別紙		
6	庁内での事業テーマ 募集・決定方法	庁内照会により、行政提案型協働推進事業として実施可能な事業を募る。その後、本課と所管課とで事業概要等を調整し、公募する事業テーマを市長決裁にて決定する。	特定テーマ型と自由テーマ型があり、特定テーマについては庁内照会により、実施可能な事業を募る。その後、所管課と事業概要等を調整し、公募する事業テーマを市長決裁にて決定する。		
7	予算要求方法・支出科目	予算要求方法:各所管課が協働推進事業として実施が採択された事業として予算要求する。(本課は予算要求しない・協働推進事業として1,000万円/年間の枠) 支出科目:負担金として支出(積算根拠には人件費・謝礼・消耗品・一般管理経費など可)	予算要求方法:各課が予算要求 支出科目:委託料、補助金、負担金、交付金など		
8	行政負担額の設定の目安	【1事業あたり】 なし 【総事業費】 市民提案型協働推進事業と合同で1,000万円	【1事業あたり】 設定なし 【総事業費】 設定なし		
9	継続年数の制限	1カ年	最大3年まで		
10	継続方法 (条件・手続き)	なし	市の事業査定で認められれば継続可能 協定書は毎年締結		
11	1次審査方法	なし	書類審査(要件チェックのみ)		
12	1次審査 審査機関	なし	市民協働部市民協働課		
13	2次審査方法 (最終審査)	申請書及び公開プレゼンテーションにより審査	プレゼンテーション(市長ヒアリングという既存の制度を利用)		
14	2次審査 (最終審査) 審査機関	市民活動推進委員会委員12名	市長		
15	評価方法	事業報告書の提出(各自己評価・相互評価) 報告会(翌年5月頃・一般公開)において、市民活動推進委員会が評価	市の事務事業評価		
16	制度の良い点	・市民活動団体の専門性や独自性を活かすことで、行政が単独で実施するよりも効果的に事業を実施ができる点。 ・行政の提示したテーマについて実施するため、一定の期待値に達するための創意工夫が見込まれ、市民活動団体の育成につながるという点。	市民団体が行政と協働するための橋渡しとして、機会を与えることにつながる。		
17	課題	・一定の成果が現れた協働推進事業であっても、翌年度以降は事業課が予算等を確保の上実施しなくてはならず、事業につながらない傾向がある。 ・事業課としての予算要求では不採択であったにも関わらず、協働推進事業の枠では予算が確保され、整合性が不明確。	協働の方法が委託料、補助金など担当課によりばらつきがあり、協働のルールが確立していない。 3年経過後の継続については所管課に任されることになり、実施の担保がされない。 評価の方法が確立していない。		
18	制度の廃止/休止の理由				

平成26年4月 行政提案型協働事業制度調査結果

		17	18	19	20
市名		厚木市	大和市	伊勢原市	海老名市
担当部署		市民協働推進部市民協働推進課	市民活動課 協働・ボランティア・県人会・市民活動支援担当	市民生活部市民協働課	市民協働部市民活動推進課市民活動推進係
担当者		二宮 直美	椎木 宏一	石川 知行	向後 明香
電話番号		046-225-2141 (直通)	046-260-5103 (直通)	0463-94-4711 (内) 1122	046-235-4794
メールアドレス		2800@city.atsugi.kanagawa.jp	sk_katsu@city.yamato.lg.jp	s-kyoudou@isehara-city.jp	shimin-katsudo@city.ebina.kanagawa.jp
No.	調査項目	回 答	回 答	回 答	回 答
1	制度の有無等 (制度の有無・休止・廃止)	制度有り	制度有り	制度有り(行政提案型協働事業実施無し)	制度無し
2	制度開始年度 (開始予定年度)	平成23年度	平成15年度	平成23年度(平成24年1月)	
3	事業実施までの スケジュール	前年度 1月上旬に庁内調査 事業の募集 4月上旬 調査結果を踏まえ、事業所管課と調整 6月中旬 庁内職員で組織される市民協働事業選考委員会にて、行政提案型 事業の決定 7月中旬 厚木市市民協働推進条例で規定される市民協働推進委員会の委員 に行政提案型事業の報告 7月下旬 市民活動団体に向けて、行政提案型事業の説明会を開催 8月 行政提案型事業の募集 9月下旬 公開プレゼンテーションの実施 10月~11月 採択事業の決定 翌年度4月 協定を締結し、事業の実施	前年12月下旬~1月下旬: 庁内照会による行政提案型協働事業テーマの募集 3月上旬: 行政提案型協働事業テーマの決定(市長決裁) 3月中旬: 協働事業提案募集について周知(広報、ホームページでの周知、募 集要領配架) 4月上旬: 協働事業提案の市民からの応募受付(市民提案型、行政提案型) 4月中旬~5月上旬: 市民から受けた応募内容について協議(企画内容修正 等) 5月中旬: 協働事業提案の市民からの正式申請受付(4月上旬に応募いた でいることが条件) 6月上旬~中旬: 応募者と市担当課の顔合わせ(事業内容、役割分担の確認 等) 6月下旬: 市長から協働推進会議へ諮問 7月上旬: 公開プレゼンテーション開催。事業内容について応募者・市担当課 から説明 8月上旬: 協働推進会議から市長へ答申 8月下旬: 応募者へ結果を通知	随時 ・行政提案型事業テーマの掲出(市広報、市ホームページ、市民活動サポ ーターセンターホームページ) ・市民協働課による庁内所管課との市民活動団体とのコーディネート及びマ ツチングにより実施	
4	平成25年度決算 (件数・総額)	2件 608,559円	4件・9,480,258円(行政:8,453,000円/団体:1,027,258円)	0件・0円	
5	実施事業名・概要・実施体制	別紙	別紙		
6	庁内での事業テーマ 募集・決定方法	前年度庁内調査により、行政提案型事業として実施可能な事業を募る。その 後、所管課と調整し、翌年度に公募する事業を、市民協働事業選考委員会にて 決定する。	庁内照会により、行政提案型協働事業として実施可能な事業を募る。その後、 本課と所管課とで事業概要等を調整し、翌年度に公募する事業テーマを市長決 裁にて決定する。	既存事業を行政提案型へ移行するために庁内調整を図っています。	
7	予算要求方法・支出科目	予算要求方法: 市民協働推進課が予算要求(翌年度4月に所管課に配当替え) 支出科目: 負担金を基本とする。詳細は、手引きのとおり	予算要求方法: 各課が予算要求(本課は予算要求しない) 支出科目: 負担金を基本とし、講師謝礼・消耗品などでも可	予算要求方法: 事業所管課	
8	行政負担額の設定の目安	【1事業あたり】 200万円を上限額とする。 【総事業費】 なし	【1事業あたり】 なし 【総事業費】 なし	【1事業あたり】 なし 【総事業費】 なし	
9	継続年数の制限	毎年度審査を経て3年を限度として提案することができる。	1回の事業提案について3年(4年目以降も継続希望の場合は、再提案の必要 有り)	単年度を基本とする	
10	継続方法 (条件・手続き)	申請及び審査、協定書の締結なども新規と同様	申請及び審査、協定書の締結なども新規と同様	申請及び審査を経て、協定書を締結	
11	1次審査方法	庁内職員による書類選考	なし	書類審査	
12	1次審査 審査機関	市民協働事業選考委員会	なし	なし	
13	2次審査方法 (最終審査)	公開プレゼンテーションにより審査	協働推進会議からの答申内容を基に審査	なし	
14	2次審査 (最終審査) 審査機関	市民協働推進委員会委員9名(優れた識見を有する者等)	市長	なし	
15	評価方法	審査結果意見書の提出 報告会(翌年7月下旬頃・一般公開)の開催	事業報告書の提出(3月中旬) 事業報告書を基に、協働事業者と市担当課で事業内容についてふりかえりを実 施(3月下旬~4月下旬)	事業完了報告書の提出及び事業所管課による評価シート作成	
16	制度の良い点	行政主導の事業展開ではなく、市民活動団体と行政が対等な立場で事業実施で きる。	・市の課題や事業テーマを市民等と一緒に考え実施するための仕組みが用意さ れることで、事業実施までの手続を一律にすることができる ・募集内容を広く周知することで、市民等から幅広く、より良い内容の企画を 募ることができる。また、協働事業者選考の公平性を担保することができる。 ・協働事業提案及び前年度実施事業報告会を市民公開で行うことにより、制度 の透明性を図り、また事業内容のPRを行うことができる	なし	
17	課題	制度の周知等はしているが、積極的にこの制度を利用して、新たに事業実施する課が 少ないこと。	庁内からのテーマの提案件数が減少していること	・行政提案協働事業としての実施を希望する担当課が少ない	
18	制度の廃止/休止の理由				

平成26年4月 行政提案型協働事業制度調査結果

		21	22	23	24
市名		座間市	南足柄市	綾瀬市	小田原市
担当部署		市民部市民協働課	市民部市民活動課市民活動支援班	市民こども部市民協働課自治協働担当	市民部地域政策課市民活動推進係
担当者		南山 加奈	杉本 弘子	三浦 悠示	木村 のぞみ
電話番号		046-252-8035	0465-73-8071	0467-70-5640	0465-33-1458 (直通)
メールアドレス		kyoumati@city.zama.kanagawa.jp	katsudou@city.minamishigara.kanagawa.jp	ayasesc@city.ayase.kanagawa.jp	chisei@city.odawara.kanagawa.jp
No.	調査項目	回 答	回 答	回 答	回 答
1	制度の有無等 (制度の有無・休止・廃止)	制度有り	制度有り	制度有り	制度有り・平成26年度は休止
2	制度開始年度 (開始予定年度)	平成23年度	平成26年度	平成24年度	平成23年度
3	事業実施までの スケジュール	4月下旬：協働事業推進会議（庁内の次長職で組織）において、市提案型協働事業の提案の依頼 5月下旬：協働事業推進会議で市提案型協働事業の提案決定 7月上旬：協働事業提案市民説明会を開催 7月上旬から8月中旬：提案募集（1ヶ月間） 9月上旬：相互提案型協働事業審査会における第1次審査（書類審査） 11月中旬：相互提案型協働事業審査会における第2次審査（公開プレゼンテーション） 3月議会当初予算議決後：事業決定 → 協定書締結 次年度：事業実施（10月中旬間報告） 次々年度4月：実施報告書提出 次々年度6月上旬：前年度実施の事業報告会	前年8月下旬～9月中旬：庁内照会による事業テーマの募集 11月中旬～12月中旬：市が事業テーマを提示し、市民活動団体からの事業提案を募集 12月中旬：公募した事業提案の適否について諮問 5月下旬：公開プレゼンテーション審査により、採択事業を認定 6月中旬～：採択事業の提案団体と所管課で事業内容、実施方法、費用、役割分担等を協議 ：提案団体と市とで協定を締結 ～翌年3月：事業実施	前年7月下旬庁内メールで事業を周知、テーマ募集 8月中旬概要書の提出、事業選考会の実施 9月上旬提案内容の公開と受託候補者の募集 9月下旬事業提案会、審査会の開催 10月提案団体と担当課の協議 10月下旬最終提案書の提出 11月初旬最終選考会の実施、採否通知 4月から契約・協定書の締結と市民協働事業の実施 翌年6月事業報告書の提出と事業報告会での報告	前年9月中旬～10月中旬：庁内照会による事業テーマの募集 1月下旬：公募する事業テーマの決定 3月下旬：事業に係る予算の議決 4月中旬～5月中旬：市が事業テーマを提示し、市民活動団体からの事業提案を募集 5月下旬：公開プレゼンテーション審査により、採択事業を認定 6月中旬～下旬：採択事業の提案団体と所管課で事業内容、実施方法、費用、役割分担等を協議 7月上旬：提案団体と市とで協定を締結 7月～翌年3月：事業実施
4	平成25年度決算 (件数・総額)	3件 総額3,858,000円（市負担金：3,363,000円 団体負担：495,000円）	なし	2件・2,388,490円（行政：2,338,490円/団体：50,000円）	1件・283,766円（行政：238,065円/団体：45,711円）
5	実施事業名・概要・実施体制	別紙			
6	庁内での事業テーマ 募集・決定方法	庁内の次長職で組織される協働事業推進会議において、提案事業を募集する。最終的に市長決裁において、市提案型協働事業の提案事業を決定する。	庁内照会により、行政提案型協働事業として実施可能な事業を募る。その後、本課と所管課とで事業概要等を調整し決定する。	庁内照会により、行政提案型協働事業として実施可能な事業を募る。その後、四役による事業選考会、受託候補者の募集をかけ、事業提案会と審査会を行い、最終提案書の提出後に四役と担当課長による最終選考会を行い決定する。	庁内照会により、行政提案型協働事業として実施可能な事業を募る。その後、本課と所管課とで事業概要等を調整し、翌年度に公募する事業テーマを市長決裁にて決定する。
7	予算要求方法・支出科目	予算要求方法：各課が予算要求 支出科目：負担金	担当課が予算要求	予算要求方法：市民協働課が概算額を予算要求。事業決定後各課へ分配。	予算要求方法：各課が予算要求（本課は予算要求しない） 支出科目：負担金を基本とし、講師謝礼・消耗品などでも可
8	行政負担額の設定の目安	【1事業あたり】 なし 【総事業費】 なし	【1事業あたり】 特になし 【総事業費】 特になし	【1事業あたり】 なし 【総事業費】 なし	【1事業あたり】 なし 【総事業費】 なし
9	継続年数の制限	3年まで継続可能（単年後ごとに審査し、通過した場合のみ）	単年度事業	原則、単年度事業	原則、単年度事業
10	継続方法 (条件・手続き)	申請及び審査、協定書の締結（新規申請と同様）	年度毎	申請及び審査、協定書の締結なども新規と同様	申請及び審査、協定書の締結なども新規と同様
11	1次審査方法	提出された書類による審査	書類審査	なし	なし
12	1次審査 審査機関	座間市相互提案型協働事業審査会（9名：学識経験者・市民参加推進会議委員・座間市民活動サポートセンター・市職員・公募市民）	市民活動推進委員会委員8名	なし	なし
13	2次審査方法 (最終審査)	公開プレゼンテーションによる審査	申請書及び公開プレゼンテーションにより審査	提案書により審査	申請書及び公開プレゼンテーションにより審査
14	2次審査 (最終審査) 審査機関	座間市相互提案型協働事業審査会（9名：学識経験者・市民参加推進会議委員・座間市民活動サポートセンター・市職員・公募市民）	市民活動推進委員会委員8名	市民協働事業審査委員会委員4名＋行政（事業所管部長）	市民活動推進委員会委員5名・行政（企画部長・市民部長・事業所管部長）
15	評価方法	事業報告書の提出してもらい、翌年6月上旬に相互提案型協働事業審査会が評価する。	事業報告書の提出、ヒアリング 報告会（公開プレゼンテーション）において、市民活動推進委員会が評価	事業報告書、評価票の提出。 報告会において、審査会が評価。	事業報告書の提出（各自評価・相互評価） 報告会（翌年6月頃・一般公開）において、市民活動推進委員会が評価
16	制度の良い点	事務的には、複雑になるため、良い点はないと思いますが、行政が直接対応することが難しい事業について、施行することが可能であり、さらに地域に根ざした細やかな事業の実施が可能などの点もあることから有効性があるものと思います。	特になし	行政が特定の団体と協定等を締結することについて、公平性を担保できること。	行政が特定の団体と協定等を締結することについて、公平性を担保できること。 公募から事業終了までを当該年度内に処理できること。
17	課題	庁内から提案される事業がほとんど出てこない状況であり、制度の見直しを考えています。 また、市民活動団体に具体を求めるのではなく、事業施行の補助とした考え方が多い。（具体的過ぎて、提案の余地がない。）	・提案件数が少ない。 ・職員に協働に対する理解が不足している。 ・書類作成、プレゼンテーションなど団体に対して負担が多い。	新たにこの制度を使いたいという課が少ないこと。	新たにこの制度を使いたいという課が少ないこと。 事業テーマを決定してから、予算議決を経て公募を始めるので、実際に協定を締結できるのが7月頃になってしまうこと。
18	制度の廃止/休止の理由				年々、庁内からの事業テーマの提案が減っていき、平成26年度は提案が0件であったため、制度の見直しを行うことになった。